

1. 趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、子ども・若者の自殺対策の更なる推進や、女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進のほか、国は「自殺総合対策大綱」として、総合的な対策を打ち出しました。

「朝霞市自殺対策計画」が令和6年度で終了することから、本市の自殺対策を更に推進するため、第1期計画の取組の成果や課題を踏まえながら、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第2期朝霞市自殺対策計画」を策定することとしました。

2. 背景

国の自殺者の動向・推移について記載（P 8）

年間自殺者数は、令和元年（2019年）までは、減少傾向。直近3年は増加傾向に転じ、令和5年は、21,657人。男女の比率はおおむね2：1となっています。

年齢階級別の死亡数では、国・県とも、10代から30代では、自殺が死因順位1位となっています。

自殺総合対策大綱や自殺対策白書により、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられ、子ども・若者への自殺対策、女性に対する支援の強化等、新たに取組が追加されています。

3. 朝霞市の自殺に関する現状

朝霞市の自殺者数（P 16）と自殺死亡率の推移（P 17）

朝霞市の自殺者数は、令和5年は22人で、過去5年間では、15人から26人で推移し、平均自殺者数は、20.6人。新型コロナウイルス感染症拡大以降、増加に転じ、自殺者数は増減を繰り返しています。

年代別でみた自殺者数では、男性では50代が多く、次に20代、40代、女性では50代、次に30代、40代で多い状況となっており、国・県では、男女ともに、40代、50代の割合が多く、朝霞市でも同様の傾向がみられました。

性別でみた自殺者数では、朝霞市では、男性と女性の比率が同率となっており、国・県では男女の比率が2：1であることから、朝霞市の特徴であるといえます。

4. 計画の構成（計画の位置付け）

計画の位置付け（P 3）について記載

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」や「埼玉県地域保健医療計画（自殺予防対策）」の趣旨を踏まえ、策定し、「朝霞市総合計画」「朝霞市地域福祉計画」等との整合性を図ることとしています。

第1章	計画策定の趣旨等
第2章	自殺対策を取り巻く現状
第3章	朝霞市における自殺の現状と課題
第4章	第1期朝霞市自殺対策計画の振り返り
第5章	今後対策が優先されるべき課題
第6章	自殺対策の推進に関する基本的な考え方
第7章	自殺対策推進のための具体的な取組
第8章	計画の達成目標
第9章	計画の推進体制
第10章	資料編

5. 第1期計画の振り返り

自殺総合対策大綱では、令和8年度までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標としています。朝霞市における達成目標を令和8年度までに10.4に減少することとし、計画が終了となる令和6年度の目標値（令和5年の自殺死亡率）を11.3として取組みましたが、令和5年自殺死亡率は、15.27、目標を達成できませんでした。

自殺死亡率の目標値（人口10万人あたりの自殺死亡者数）（P 28）

平成27年自殺死亡率	令和5年自殺死亡率 （目標値）	令和5年自殺死亡率 （評価値）
14.9	11.3	15.27

第1期朝霞市自殺対策計画での取組（P 26，27）

項目	施策	評価
基本施策	1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 住民への周知・普及啓発 4. 生きることへの促進要因への支援 5. 若年層への支援の強化	庁内の各課で、当初の計画通り、事業を実施することができたが、今後も自殺予防という視点で、関係課と連携したネットワーク作り、さらに事業の維持・強化が必要である。
重点施策	1. 若年層対策 2. 中高年層対策 3. ハイリスク者対策	当初の計画通り、概ね事業の実施はできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者数の増加がみられたと考えられる。

6. 第2期計画策定におけるポイント

自殺総合対策大綱における今後の取り組むべき重点施策（P 3 6）が示されており、第2期自殺計画では、子ども・若者の自殺対策を更に推進すること、そして、新たに女性の自殺対策を更に推進することが盛り込まれているため、朝霞市においても取り組むこととしています。

1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2	国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7	社会全体の自殺リスクを低下させる
8	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9	遺された人への支援を充実する
1 0	民間団体との連携を強化する
1 1	子ども・若者の自殺対策を更に推進する
1 2	勤務問題による自殺対策を更に推進する
1 3	女性の自殺対策を更に推進する

7. 今後対策が優先されるべき課題

自殺の現状や「地域自殺実態プロファイル」からみた朝霞市の地域特性等を踏まえ、朝霞市の重点施策を4分野として、対応することとしました。（P 3 0）

重点施策1	生活困窮者対策	健康問題等により就業できず、生活困窮に陥っていると思われるため、各種相談事業等により、自殺の危険性が高まっている人を早期に発見し、関係機関等と連携しながら、相談体制を整備する等の取組が必要
重点施策2	高齢者対策	高齢者に関わる健康、医療、介護、生活などの様々な関係機関が連携し、包括的な支援体制を構築するとともに、地域から孤立しないよう、居場所づくりや社会活動参加を促進することが必要
重点施策3	勤労者対策	家庭・職場の両方で、心理的・社会的にも負担を抱え、長時間労働や職場の人間関係等を原因とする不安やストレスを感じることも多いため、相談体制の充実や孤立を防ぐ取組、心の健康を保つための取組などが必要
重点施策4	女性支援対策	女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関で連携して支援を行うため、相談対応の充実を図ることが必要

8. 自殺対策推進における基本的な考え方

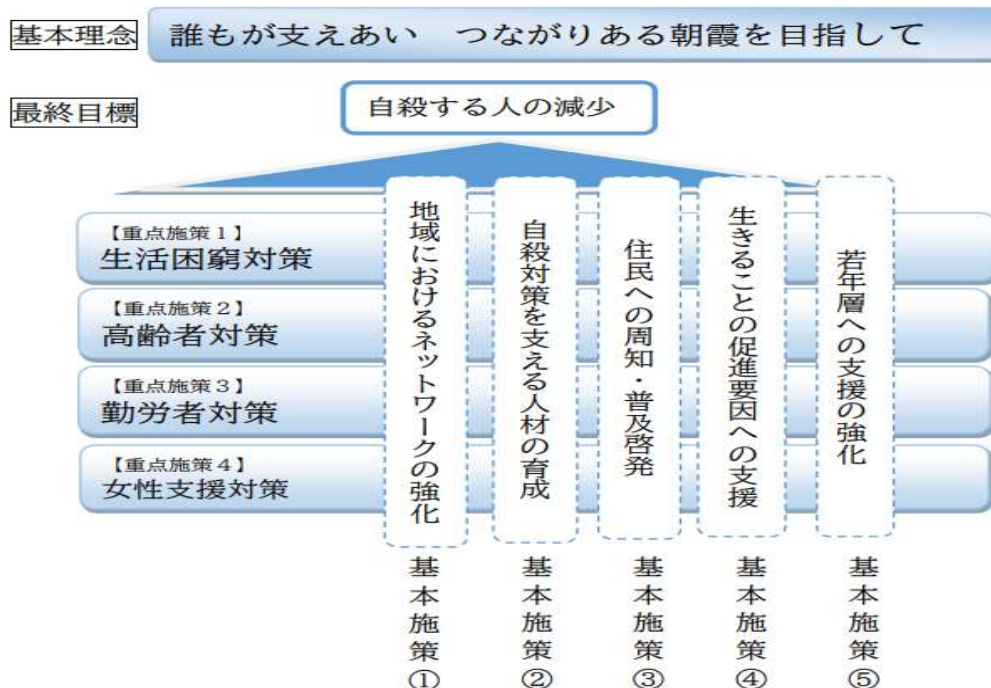
「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す」ために、共通認識、基本的な考え方を踏まえて、取り組みます。(P 3 7, P 3 8)

共通認識	1. 自殺は誰にも起こりうる身近な問題である 2. 自殺はその多くが追い込まれた末の死である 3. 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題 4. 自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多い
基本的な考え方	1. 生きることの包括的な支援として推進します 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます 3. 本市の状況を踏まえて自殺対策に取り組みます

9. 計画の概要（施策体系）

精神保健分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組をつなげ、総合的に自殺対策を推進します。

「基本施策」は、全庁的に取組を推進するため、自殺対策の施策として位置づけます。また、「重点施策」は、本市の自殺の特徴を踏まえ、対象者を明確にした具体的な施策として位置づけます。(P 4 2)



10. 施策ごとの取組（基本施策・重点施策）

基本施策ごとに、施策の方向性、主な施策としてまとめ、第2期計画では、新たに評価指標を掲げ、取り組むこととしています。（P43～）

基本施策

基本施策	施策の方向性	評価指標	主な施策・取組
地域におけるネットワークの強化	地域におけるネットワークの強化	自殺予防対策庁内連絡会議（1回/年）	・朝霞市自殺予防対策庁内連絡会 ・朝霞市健康づくり推進協議会
自殺対策を支える人材の育成	様々な職種を対象とする研修 住民を対象とする研修	ゲートキーパー研修の開催（1回/年）	・ゲートキーパー研修の実施
住民への周知・普及啓発	リーフレットやポスターの作成と活用 市民向け講演会・イベント等の実施	自殺対策に関する普及啓発（2回/年）	・自殺予防啓発キャンペーン ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」
生きることへの促進要因への支援	自殺リスクを抱える可能性がある人への支援 自殺未遂者への支援	こころの健康相談の実施（12回/年）	・各種相談事業
若年層への支援の強化	児童・生徒や家族に対する相談体制の充実 SOSの出し方に関する教育の推進	SOSの出し方に関する教育の実施（市内小中学校全校で実施）	・朝霞市子ども相談室 ・さわやか相談室

重点施策

重点施策	施策の方向性	主な施策・取組
生活困窮者対策	相談支援、人材育成の推進 居場所づくりや生活支援の充実	・生活保護の相談 ・生活困窮者自立支援相談
高齢者対策	包括的な支援のための連携の推進 高齢者の健康不安に対する支援	・高齢者総合相談 ・地域包括支援センターの運営
勤労者対策	職場におけるメンタルヘルス対策の推進 長時間労働の是正	・職場の健康管理、職場環境の改善 ・こころの健康相談
女性支援対策	妊産婦への支援の充実 困難な問題を抱える女性への支援	・伴走型相談支援 ・産後ケア事業

1 1. 計画の達成目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年度までに（令和7年の）自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、朝霞市においても同様に目標を掲げることとし、将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

自殺死亡率の目標値（人口10万人あたりの自殺死亡者数）（P66）

令和6年自殺死亡率 （令和5年評価値）	令和8年自殺死亡率 （目標値）	令和11年自殺死亡率 （目標）
15.27	10.4	減 少

1 2. 推進体制・計画の進行管理

健康づくり推進協議会、庁内連絡会議等により、連携を強化し、事業の推進に努めるとともに、PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、継続的に自殺対策を展開します。

また、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とし、自殺総合対策大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、5年に一度、計画の見直しを行います。

令和6年度 自殺対策計画策定スケジュール

資料20

時期	項目	内容	担当の動き
令和6年5月	担当者打合せ スケジュールの確認 自殺の動向の分析（朝霞市）		スケジュール作成、計画策定見直しの手引き確認 第1期計画実施における評価 計画策定に関する実施起案
令和6年6月	議会		
令和6年7月	庁内検討委員会の実施①	①第2期計画の方向性・策定に向けた合意 ②第1期計画の評価 ③今後の取組について	検討委員会・協議会資料作成 分析結果による取り組み・事業等についての整理 計画書の素案検討
	健康づくり推進協議会①	①第2期計画の方向性 ②第1期計画の評価 ③今後の取組について	
令和6年8月	計画書案・概要版の作成		計画書案の作成・概要版の作成
令和6年9月	議会		検討委員会・協議会資料の作成
令和6年10月	庁内検討委員会の実施②	①第2期計画案の協議 ②各課の取り組み内容について共有	パブコメ・職員コメントの準備
令和6年10月	健康づくり推進協議会②	③関係機関の取組について	
令和6年11月	市民コメント・職員コメントの実施		市民コメント・職員コメントの集計・公表 協議会資料の作成 政策調整会議・庁議資料の作成
	議会		
令和6年12月	健康づくり推進協議会③	①第2期計画案の最終確認 ②市民コメント・職員コメントの結果について	市民コメント、職員コメントの公表
令和7年1月	政策調整会議・庁議		計画策定における市長決裁
	計画書・概要作成、印刷		計画書・概要版の作成
令和7年2月	議員配付・各課へ配付		計画書・概要版の印刷⇒支払い 計画配付の起案⇒配付
令和7年3月	議会		

